

和水町社会教育施設の運営基準

令和3年4月15日施行

【感染者発生】

感染者発生		運営方針	方針	確認内容
発生	町内で新規感染者が発生した場合	一時休止	感染まん延防止の観点から、感染者の状況を確認をする	施設関係者等の濃厚接触者の有無

【施設の使用を中止する場合】

本部長の判断		運営方針	「影響がある」の基準	使用中止期間並びに解除の基準
中止	確認した結果、社会教育施設の運営等に 影響がある と本部長が認めた場合	使用中止	施設関係者等に 濃厚接触者がいる	PCR検査の結果がでるまでは使用中止 濃厚接触者のPCR検査の結果 ・陰性→通常開放 ・陽性→施設内の消毒→通常開放

【施設の使用を可能とする場合】

本部長の判断		運営方針	「影響がない」の基準	使用の条件
使用	確認した結果、社会教育施設の運営等に 影響がない と本部長が認めた場合	通常開放	施設関係者等に 濃厚接触者がいない	通常開放（使用者の区域制限なし）

【注意事項】

- ◆上記の流れに限らず、熊本県内に「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発令されている場合は**施設の使用を中止又は一部制限する**場合がある。
- ※緊急事態宣言等が発令されていない場合でも、熊本県や近隣の感染リスクレベル、そして変異株の流行等の状況を考慮し、施設の使用を中止又は一部制限する場合がある。
- ◆熊本県外の都道府県に「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発令されている場合は、**該当する都道府県民は使用はできない**こととする。
- ◆使用する際は、**使用人数制限**や**使用時間制限**を適宜行う。
- ◆使用する際は、感染予防対策を怠ることなく、**マスクの着用、検温、手指消毒等を徹底**する。